

総務常任委員会

平成22年6月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴	○嶋田 善行	宮崎 和彦
紀 良治	飯高 昭二	木澤 正男
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	清水 建也
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	安藤 晴康
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
税務課長補佐	松岡 洋右	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	植村 俊彦	教委総務課参事	佃田 眞規
生涯学習課長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
生涯学習課係長	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

本委員会の会議録の署名委員を私より指名いたします。署名委員に飯高委員、木澤委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、レジメに沿いまして進めたいと思います。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第22号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾総務課長。

総務課長

それでは、議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務部長

この条例の一部改正につきましては、前回の委員会でご説明をさせていただきました内容と変更がございませんので、議案書の最後のページの改正の要旨の朗読をもってご説明とさせていただきますので、最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。

（ 要旨朗読 ）

総務課長 なお、条例の改正文の朗読と新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

 以上で議案第22号 斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜りまして原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

 (な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

 (異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第22号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

 次に(2)議案第23号、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

 乾総務課長。

総務課長 それでは、(2)斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、まず議案書を朗読させていただきます。

 (議案書朗読)

総務課長 この条例につきましては、前回の委員会でご説明させていただきました内容と変更がございませんので、改正の要旨の朗読をもってご説明とさせていただきますので、議案書の最後から2枚目の改正の要旨をご覧いただきたい

と思います。

(要旨朗読)

総務課長 なお、条例の改正文の朗読と新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第23号、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜りまして原案どおりご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第23号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)議案第24号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長

本議案につきましては前回の委員会で説明させていただきました内容と相違はございません。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただき、末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

資料末尾の要旨をご覧くださいでしょうか。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成22年度の地方税制の改正を内容とする「地方税法等の一部を改正する法律」が、本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、本条例において、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容につきましては、大きく4点ございます。

1点目といたしましては、主な改正内容の(1)「個人住民税の課税に活用するため、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置を講ずる。」ことについてあります。今回の税制改正により所得税制上では、年少扶養親族の情報を収集しないこととなることから、個人住民税の課税において、今後におきましても扶養親族の情報に関する現行の情報収集の仕組みを維持するため、国税当局の協力を得て、扶養親族の情報収集に関する根拠を本条例に規定するものであります。この改正規定の施行日は平成23年1月1日からであります。

次に2点目といたしましては、「市町村たばこ税の税率の引上げ」についてであります。これは、旧3級品以外のたばこ1,000本につき、現行の3,298円から4,618円と、1,320円の引上げ、また旧3級品たばこが、1,564円から2,190円と、626円の引上げを行おうとするものであります。この改正規制の施行日は、平成22年10月1日からであります。また、③その他、手持ち品課税の実施につきましては、平成22年10月1日にたばこの製造場等以外の場所で、販売業者等が販売する目的をもって2万本以上の製造たばこを所持するとき、旧3級品以外のたばこ1,000本につき1,320円、旧3級品たばこ1,000本につき626円を課税する、すなわち手持ち品課税を実施するものであります。

次に3点目といたしましては、(3)「所得税において非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されることに伴う個人住民税の計算における特例の追加」についてであります。少額の

上場株式等の譲渡益、500万以下でございます、また配当、100万円以下に係る部分の税率について、現在10%の特例措置が設けられております。その特例が平成23年12月末をもって廃止され、平成24年1月から20%の本則税率による課税が実施されることに伴い、個人の株式市場への投資が控えられることが懸念されますことから、個人の市場参加を促進する効果を期待し、少額上場株式等の非課税口座制度が創設されます。このことに合わせて本条例におきまして、非課税になる上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得等に関する個人住民税の所得計算の特例に関する規程を設けるものであります。この改正規定の施行日は平成25年1月1日、平成24年中の取引にかかる所得からの適用でございます。

最後に4点目といたしましては、(4)「その他法令の改正による条文整理等所要の改正」についてであります。これは、地方税法の改正に伴いまして、本条例に引用しています条番号、項番号等の改正が行われたことに伴い、本条例の条文の整理等を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 2点ほどちょっとお尋ねをしたいんですけども。今回、国の税制改正に伴って地方税法等で条例改正されるということなんですけども、今回大きく子ども手当が創設されるということと、高校の授業料が無償化されるということに伴ってこの税制の改定だというふうに思うんですけども。前回の委員会で単純に子ども手当の支給とこの年少扶養控除等の廃止を比較した時に、町内で負担が増える世帯はないというふうにお答えをいただいたと思うんですけども。この年少控除等の廃止によって所得税と住民税が増税となりますけども、そのことによって、例えば保育料とか国民健康保険税など、他の制度にも影響が出るというふうに考えるんですけども、この点については町はどういうふうに考えているんでしょうか。

税務課長 今回の所得税、住民税の改正に伴い、税額が上がることによって、他の制度への影響ということでございますけれども、今回のこの税制改正に合わせて国におきましては今回の税の負担の増額によりまして、その他質問者がおっしゃられます制度等につきましても当然影響というものは考えておられるところでございます。そのことにつきましては、それぞれの制度官庁におきまして所要の対応をするということで国の方においては見解を述べられておるところでございます。また、以前所得税、住民税の税率の改正等を、平成19年度、住民税でございますけれども、その時の改正につきましても、国においても保育料の基準表の見直し等も実施されているところでございますので、今後十分そういった制度の対応状況については担当課で注意をしていくというふうに考えております。

木澤委員 今、課長今後というふうにおっしゃっていただきましたけれども。すると今の段階では具体的な対応について国の方から何か示されているのでしょうか。

委員長 池田副町長。

副町長 今のところなにも示されておりません。示された段階で保育料の徴収については当然議会の議決案件になっておりますので、ご相談させていただきますので、その時になったらご相談させていただきます。

木澤委員 そうしましたらもう1点なんですけども。高校の授業料が無償化されるということなんですけども。今回16歳から18歳の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止になるということで、これも負担増になるんですけども、全日制の公立高校に行っている場合は、授業料が免除される分その特定扶養控除の上乗せ部分がなくなっても恩恵がある方が多いんですが、しかしそうでない方、例えば定時制に通っていたりとか、また高校に行っていない方ですね、その対象年齢となる方で、高校に行っていなかったりまた働いていないという方は、今、若い人増えてきていると思うんですけども、そうした世帯にとっては特定扶養控除の上乗せ部分が廃止になってしまうことによって負担増にな

るというふうに考えるんですけども、町としてはこれをどのように認識されているのでしょうか。

副町長　これにつきましては、今、木澤委員がおっしゃったとおりであります。例えば極端な例で申しあげましたら母子家庭がおられます。その子どもさんが例えば夜間高校か、高校へ行かんと専門学校へ行っておられるとなってきたときに、この制度は恩恵ぜんぜんないわけで、そこで扶養控除だけが飛んでしまいますんで、こういう方については増税になってくると、ただ、それについては当然国の制度ですんで町の中でどうこうする議論ではございませんで、国の方で十分審議される問題であろうと考えております。

木澤委員　今、副町長の方からもお答えいただきましたけれども。今回、国の方で行われました税制改正も、子ども手当と高校の授業料の無償化ということの、言ったら財源をつくるための改正でるなというふうに感じるんですけども。ただ、その内容について非常に拙速でありますし、十分にのちのちこうした対応、他の制度についての影響についての対応も心配されるどころだなというふうに私は感じています。以上、意見です。

委員長　他にございませんか。　飯高委員。

飯高委員　木澤委員のことに関連いたしまして、今回の増税というのは子ども手当、高校授業料無料化についての財源ということとなっております。扶養控除の廃止、また特別控除についての削減ということが言われているんですが、実際に、例えば夫が300万収入で、また妻が専業主婦、子ども1人ということの中で、税負担はざっと計算しますとどうなってきますか。一般的に。

税務課長　ただいまご質問いただきました年収300万ということで申し上げますと、現在の半額支給ということで申し上げますと、子ども2人の場合でしたら8万3千円手当と税額を含んで負担については手持ちの方が多くなるというような計算になります。

飯高委員 子ども1人。

税務課長 子ども1人で300万の収入ということでございますけれども、こちらにつきましても、1人につきましては98,750円が手持ちの方が多くなるということになります。

飯高委員 子ども手当で13,000円ということになっているんですけども。年額で15万6千円ということの中で、実際にこういう形で税負担があって引かれるということに対して実際子どもを育てていくにおいてですね、やはりなかったものがあるということで、その分についてはある程度は効力があるんですけども、やはり期待された分が少なくなっているということに対してはやはり私の意見としては残念かなと思います。これは国の上位法で決められたことなんで、うんぬんということはいませんが、そういう意見があるということも申しておきます。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時26分 再開)

委員長 再開いたします。

議案第24号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

それでは、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について反対の立場から意見を申し上げます。今回の条例改正は国の地方税法の一部が改定されたことに伴って行われるものです。2010年度の国の税制改正の中心は、子ども手当や高校の授業料無償化など、民主党政権がマニフェストで公約した政策の財源捻出のために行われる税制の改定です。そして、斑鳩町民にとっても大きく影響のある問題として、年少扶養控除の廃止や16歳から18歳までの特定扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されます。子ども手当の支給と差引いて見たときに、町内では、単純に負担増となる世帯はいないとのことですが、年少扶養控除等の廃止は子育て世代に増税となり、今回子ども手当創設に合わせて所得制限のある児童手当が廃止されるため、子育て世代への影響は複雑で、増税額が少ない低所得者や、もともと児童手当の支給がなかった高所得者に大きな恩恵が見られ、一方、収入700万円の世帯で最も恩恵が小さくなるなど、そうした矛盾をはらんだ制度となっており、他の委員からも期待していたほどの恩恵は受けられなかったとの意見が出されています。また、特定扶養控除は16歳から22歳で、税制上の扶養対象であれば、学生かどうかは関係ない制度です。このため、単純に高校授業料の無償化と連動させれば、公立高校の授業料免除を受けていたり、全日制高校よりも学費が安い定時制・通信制の高校に通っている場合など、一部に負担増となるケースが発生します。また、通学も就労もせずに親族に扶養されている場合ではなんら恩恵もなく増税となります。さらに控除の廃止によって所得税・住民税が増税となれば、保育料や国民健康保険税など他の制度も連動で負担増となることが懸念されています。こうした点について、国の税制改正大綱では、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとする、となっておりますが、未だにその具体的な中身は示されておらず、2011年1月1日の施行日までにきちんと実施されるのか注意してみていく必要があります。

次にたばこ税ですが、今回の改定で旧3級品以外の製造たばこ1,000本につき1,320円、旧3級品の製造たばこ1000本について626円の値上げとなり、斑鳩町では前年度と比較して500万円、3.8%の収入減になると見込みが示されています。このたばこ税については税制改正大綱

では、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるとなっています。タバコが体に悪いことは明白であり、喫煙率を下げる施策に力を入れることは当然必要です。しかし、たばこは大衆的な嗜好品であり、過去の経緯を考えれば、一方的に税金で消費を抑制するにも限界があります。さらに今回の増税は決定過程を見ても明らかに財源目当てで決められたものであり、たばこを抑制するのならば増税だけでなく、他のあらゆる手段を有効に利用して対策をとるべきであり、それもしようせず単純に増税だけ押し付けるというやり方は理解しがたいものです。

次に、非課税講座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されるという問題ですが、近年の株価の低下や、リーマンショック以来、株に対する不信感があり、また20%に税率が戻ることから今回非課税措置の制度を創設することによって株式市場の低迷を盛り返そうという狙いがあるのかと思いますが、そもそも株の売り買いというのは私の認識ではマネーゲームであり、ギャンブル性の高いものだと考えます。少額であれども株をやることができる方というのは、一定お金がある方だと思います。そうした方が得た利益に対して一定の枠で上限を設け、減税するという考え方は理解できません。きちんと本来支払うべき税金を支払っていただくべきだと考えます。

以上、今回の国の税制改正に伴って行われる町税条例改正については、多くの問題点や心配される点があり、施行日は少し先になりますが、全体の問題については、町も認識をしていただいています。きちんと適正な対策が行われるのか、注意をして見ていっていただきたい。また、その他の問題については、理解しがたいものであるということをお願いして私の反対意見とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。
嶋田委員。

嶋田委員 それでは、議案第24号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今、反対者のご意見をお聞きしましたが、同じ意見を有する部分もありま

す。しかし、今回の条例改正においては、去る平成22年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正が行われるものであります。すなわち国の上位法、法律による条例改正であり、これに反対するというのであれば、関係する町業務の遂行にさしさわりがあり、また、これらの業務のサボタージュを先導しているかのような誤解を与えることになるやもしれません。以上のことから本件条例の一部を改正する条例については賛成するものであります。委員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第24号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に(4)議案第26号、斑鳩中学校(北館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

佃田教育委員会総務課参事。

委員長 それでは、議案第26号、斑鳩中学校(北館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

教委総務 続きまして、2枚目を朗読させていただきます。

課参事

(2枚目朗読)

教委総務 工事概要につきましては、前回の委員会でご説明させていただきましたと
課参事 おりでございます。去る、5月18日に郵便による指名競争入札を執行いた
しました結果、落札者、宮崎建設株式会社、代表取締役、辰巳誠治と61,
309,500円で契約の議決をお願いするものであります。

落札率は95.1パーセントであります。工期につきましては、議会の議
決後67日間、平成22年8月27日までを予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第26号 斑鳩中学校（北館西棟・体
育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます
す。よろしくご審議賜り、何とぞ、原案どおりご承認いただけますようお願い
致します。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
何かございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決する
ことにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第26号については、当委員会として満
場一致で可決すべきものと決しました。

次に2. 継続審査案件について、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発
掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習 それでは、継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備
課長 保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

斑鳩文化財センターの入館者数についてであります。特別展終了後の3月29日(月)から6月14日(月)までの期間の通常の開館における入館者数は、合計、2,311人となっております。そして上記期間において68日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり34人の来館者となっております。なお、上記期間中の平日は42日間で入館者数は、計1,136人で、1日当たりの平均は、27人、また、上記期間中の土曜日・日曜日・休日は、26日間で入館者数は、計1,175人で、1日当たりの平均は、45人となっております。

このように、平均を見ましても、前回の当総務常任委員会にてご報告いたしました入館者数より微増傾向となっております。

なお、町内の各学校や幼稚園による斑鳩文化財センターの施設見学につきましては、これまでに斑鳩幼稚園(約90人)、斑鳩東幼稚園(約70人)を受け入れまして、来月7月13日には法隆寺幼稚園(約120人)が施設見学する予定でございます。その他の学校等につきましても、日程調整を進めていただいているところであります。

続きまして、展示計画についてでございます。今年度の企画展・特別展の展示計画につきましては、先月の当総務常任委員会でご質問があり、その概要につきましてお答えさせていただいておりますが、夏季企画展として、現在県内各所で展開されている平城遷都1300年祭に合わせて、当町における奈良時代の貴重な遺跡である上宮遺跡を取り上げた展示を8月に開催する計画を進めております。

実施内容としましては、出土した軒瓦や土器等の遺物展示のほか、検出された宮殿クラスの大型掘立柱建物跡などのパネル展示を予定しており、称徳天皇が大和から河内へ行幸する際に利用した「飽波宮(あくなみのみや)」ではないかと考えられている上宮遺跡について、町内外の方により深く関心をもっていただく絶好の機会としてまいりたいと考えております。

また、企画展開催にあたりましては、斑鳩町文化財活用センター運営委員会を開催し、委員皆様の各分野における立場からのご指導・ご助言を賜り、よりよい展示をしてみたいと考えております。また、当センターにおける本年度の事業計画及び来年度の事業計画についても、当運営委員会で協議していただきご指導・ご助言を賜りながら、よりよい事業を展開してまいり

たいと考えております。

そして、これらの企画展・特別展の開催内容についても、新聞等のマスコミによって取り上げていただき、来館者の増加になるよう働きかけをしてまいりたいと考えております。

なお、前回当総務常任委員会にてご意見のございましたアンケート調査につきましては、この夏季企画展において実施してまいりたいと考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

今年度の発掘調査につきましては、奈良県教育委員会より調査指導をいただき、今年度の計画案がほぼできました。

3ヶ年計画の最後の年度となる今年度の調査計画の概要としましては、寺の中心域では、金堂基壇の北側と西側で昨年度に検出いたしました柱列（はしられつ）の交差する部分や金堂基壇の東側の柱列を確認する調査、そして伽藍（がらん）の南域では、南門推定地及び寺の範囲である寺域（じいき）南側の溝や柱列の確認調査、北域では、北門推定地や寺域北側の区画施設の確認調査、東域では寺域東側の区画施設の確認調査などで、主に伽藍の周辺部での発掘調査を計画しております。

そこで、6月24日（木）午後1時30分より、整備検討委員会を開催しまして、これらの計画案をお諮りをしまして、その後に文化庁への史跡の現状変更申請等の事務手続きを進めまして、7月下旬頃の調査着手に向けて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見等があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 報告いただきまして、若干来館者数も増えてきているということで、これはうれしいことだなというふうに思うんですが、口頭で報告をいただきましたけども、できましたらまた前回みたいに一覧表にして、この数字等についてはいただけると分かりやすいと思いますんで、やはり開館して1年2年というのは来館者数の動向というのは非常に気になる場所でもありますんで、できましたら今後につきましては資料を整理していただいて示していただけ

ると分かりやすいと思うんですけども、その点はお願いできますかね。

生涯学習 今後につきましても、入館者数の報告の際に資料の方提出をさせていただきます。
課長

木澤委員 それとですね、今後も特別展をやっていくということの中で、前回やった時ってというのはビラを作っているところに配布をしてくれていたというふうに思うんですけども。できましたらですね、建設委員会等で観月祭とかあるときにはそのビラを事前の委員会等に提出していただいているかなというふうに思うんですけども、もし、委員会に間に合うようでありましたらこういう形でやりますよというふうにビラがあればお示しいただきたいなというふうに思うんですけども、ビラは作成されてないんですか。

生涯学習 秋に開催をいたします特別展につきましては、前回の春同様作成をいたしますが、夏に開催します企画展につきましては、ビラ等の作成の予定はございません。
課長

木澤委員 すいません。ちょっと企画展と特別展の違いってというのがよく理解できてないんですけども。それは特別展はお金を取って、国宝等を公開してきましたけど、企画展はそういうものじゃないということですかね。

生涯学習 企画展に関しましては、町の方から出土した物を展示します。それで料金等ですね、無料で入館をしていただくということでございます。
課長

木澤委員 そうしますと、そうしたもののお知らせ等についてはどういう形で行っていくんですか。

生涯学習 町広報とか、ホームページ等ですね、啓発をしてまいりたいというふう
課長 に考えております。

木澤委員 ビラを作る費用的なものがどれぐらいかかるのかなというのがちょっと気

になるところなんですけども。来館者を増やすと、最初やっぱりいろいろ宣伝をしていくという意味でもそうしたビラを作って啓発をされるのがいいのかなとちょっと思うんですけども。あんまりそこについては、企画展はビラは作らないというふうに考えてはるんですか。

生涯学習課長 簡単な当方の方ですね、印刷したものを作成し、配布するように努めてまいりたいと考えます。

木澤委員 特にカラーでええもんでなくても、やっぱりいついつの期間でこういうものを作ってますよというのがわかるものがね、あったほうがいいかなというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1) 平成21年度町税収納状況について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、平成21年度の町税の収納状況につきましてご報告を申し上げます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

こちらの資料につきましては、上段の表に平成21年度の町税の収納状況を、下段の表に参考といたしまして、過去5カ年の収納状況をあらわしています。最初に、上段の表の一番下の欄、合計欄の計の行をご覧くださいませでしょうか。平成21年度の町民税をはじめとする町税につきましては、予算現額30億3,300万円に対しまして、調定額が31億6,865万3,481円で、平成20年度の調定額32億6,623万7,678円と比較いたしまして、約3%減、9,758万1,197円の減少となっております。

す。これにつきましては、現下の厳しい社会経済情勢の影響を受けまして、景気の動向の影響を受けやすい、個人町民税が調定額で約3,730万円、法人町民税が約2,110万円減少しております。また、固定資産税では、評価替えに伴う家屋の減価により約1,400万円減少したこと等によるものでございます。

次に収納額は30億2,081万1,452円で、平成20年度の収納額31億1,905万6,556円と比較して、約3.1% 9,824万5,104円の減少となっております。

次に、調定額に対する収納率は、95.3%で、平成20年度の収納率95.5%と比較いたしまして、マイナス0.2ポイント、平成19年度の収納率94.6%と比較いたしまして、0.7ポイント上回っております。

それでは、その内容につきまして税目別にご説明をさせていただきます。はじめに、町民税の収納状況についてであります。

個人町民税の現年分につきましては、調定額が15億111万6,592円で、収納額は14億7,730万8,805円となっており、収納率は98.4%となっております。個人住民税の滞納分につきましては、調定額が5,126万7,600円で、収納額は1,567万3,562円となっており、収納率は30.6%となっております。法人町民税の現年分につきましては、調定額が8,009万7,500円で、収納額は7,970万6,000円となっており、収納率は99.5%となっております。法人町民税の滞納分はでございますけれども、こちらは調定額が100万400円で、収納額は73万8,450円となっており、収納率は73.8%となっております。

町民税全体では、調定額が16億3,348万2,092円、収納額は15億7,342万6,817円となっております。収納率は、96.3%で、平成20年度の収納率96.4%と比較して、マイナス0.1ポイント、平成19年度の収納率95.8%と比較いたしまして、0.5ポイント上回っております。

次に、固定資産税の収納状況についてであります。現年分につきましては、調定額が11億6,131万7,200円で、収納額は11億3,713万6,729円となっており、収納率は97.9%となっております。

滞納分は、調定額が6,914万9,990円で、収納額は1,657万4,450円となっており、収納率は24.0%となっております。

また、国が所有する固定資産につきまして、所在する市町村に対して交付されます交付金は、調定額、収納額とも、56万2,400円となっております。固定資産税全体では、調定額が12億3,102万9,590円で、収納額は11億5,427万3,579円となっております。

収納率につきましては93.8%で、平成20年度の収納率94.0%と比較しまして、マイナス0.2ポイント、平成19年度の収納率92.6%と比較いたしまして、1.2ポイント上回っております。

次に、軽自動車税についてでございます。現年分につきましては、調定額が3,599万5,500円で、収納額は3,491万6,300円となっており、収納率は97.0%となっております。滞納分につきましては、調定額が223万8,800円、収納額は69万7,000円となっており、収納率は31.1%となっております。軽自動車税全体では、調定額が3,823万4,300円、収納額は3,561万3,300円となっております。収納率は93.1%で、平成20年度の収納率92.7%と比較して、0.4ポイント、平成19年度の収納率87.4%と比較いたしまして、5.7ポイント上回っております。

次に、たばこ税の収納状況につきましては、調定額、収納額ともに1億3,188万6,135円となっております。

次に、都市計画税の収納状況でございます。現年分につきましては、調定額が1億2,643万6,000円、収納額は1億2,379万3,421円となっており、収納率は97.9%となっております。滞納分につきましては、調定額が758万5,364円、収納額が181万8,200円となっており、収納率は24.0%でございます。都市計画税全体では、調定額が1億3,402万1,364円、収納額が1億2,561万1,621円となっており、収納率は93.7%で、平成20年度の収納率93.8%と比較して、マイナス0.1ポイント、平成19年度の収納率92.4%と比較して、1.3ポイント上回っております。

最後に、平成22年5月31日現在の滞納累積額の状況についてであります。合計欄の計の右から4つ目、調定額に対する収納残額のところをご覧い

ただけますでしょうか。

平成22年5月31日現在の滞納累積額は、1億2,841万1,124円となっております。平成20年度の決算の繰越滞納額1億3,240万3,471円と比較いたしまして、399万2,347円、3%の減少となっております。また、5年前の平成16年度決算の繰越滞納額2億3,585万2,006円と比較いたしまして、1億744万882円、45.6%の大幅な減少となっております。

以上が、平成21年度の町税収納状況の概要でございますが、町税収入の安定確保につきましては、本町発展のための施策や事業の実施のために不可欠でありますとともに、納税の公平・公正の確保を図る観点からも重要なものでございます。

一昨年のリーマンショック以降の経済危機によりまして、景気や雇用などに大きな影響を及ぼしまして、本町におきましても、個人・法人町民税の減収など、町税を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっております。

このことから、今後とも、滞納整理に早期に着手し、誠意のない滞納者に対しましては、積極的に財産調査を行い、預貯金等の債権や動産・不動産の差押えを行うなど、厳正かつ公正な取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上が、簡単ではございますが、平成21年度の町税の収納状況につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 滞納分のところ、どの科目の税も予算額と調定額とだいぶ違うんですけども、予算の見込み立てる時にこれはどういう基準で予算立ててはるんでしょうか。

税務課長 滞納分の予算の立て方についてでございますけれども、過去の徴収実績等を勘案させていただいた中で予算の方を上げさせていただいている状況です。

予算現額と調定額の差異につきましてでございますけれども、予算現額に

つきましては調定額、いわゆる課税の発生額でございますけれども、そちらに徴収率を掛けたものが予算現額になります。そういったことでそちらのほうについては差異が生じるということになります。

木澤委員　そしたら、だいたい前年度実績はこれぐらいやから予算現額がこうなっているということですか。

税務課長　そういうことでございます。

委員長　他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長　次に、(2)斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告について、理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

企画財政課長　それでは、毎年、業務報告がまとまりましたこの時期にご報告をさせていただいております、斑鳩町文化振興センター指定管理者の報告につきましてご説明いたします。資料2をご覧ください。

はじめに、1ページ目でございます、斑鳩町文化振興財団 収支計算書 前年度比較についてご説明させていただきます。

この収支計算書は、平成21年度の収入、支出の明細表でありまして、各事業活動別に前年度と比較しまして、各科目の執行状況の増減を明らかにしたものです。この表につきましては、科目ごとに、平成21年度、平成20年度、増減、備考を記載しています。

まず、一番上でございます、Iの事業活動収支の部についてです。

平成21年度の1.の事業活動収入は、(1)の基本財産利息収入、(2)の事業収入のうちの自主事業収入、(3)の受託事業収入のうちの施設管理受託事業収入と受託事業収入(4)の補助金等収入、(5)の会費収入、(6)の雑収入におきまして、前年度と比較しまして減少したことから、事業活動収入計におきましても、前年度と比較しまして511万349円の減少とな

っております。合計では1億3,950万7,441円となっております。

一方、平成21年度の2.の事業活動支出の方でございます。(1)の事業費支出の②受諾事業費支出、③施設管理運営費支出、(2)の管理費支出の①総務管理費支出におきまして、前年度と比較して減少したことから、事業活動支出計におきまして、前年度と比較して478万7,474円減少となっております。合計では1億3,950万7,441円となっております。

その結果としまして、事業活動支出差額は、前年度と比較しまして、32万2,875円の減少となりまして、平成21年度では、事業活動収入計と事業活動支出が同額となりまして、事業活動収支差額は0円となっております。

次に、Ⅱの投資活動収支の部でございます。表の真ん中より下の2番目の投資活動収支の部でございますが、平成21年度も1.の投資活動収入はありません。また2.の投資活動支出もございませんでした。

続きまして、Ⅲの財務活動収支の部、Ⅳの予備費支出につきましては、平成21年度においても、収支はございませんでした。

また、当町が文化振興財団に支払っております費用については、まず、指定管理料は、Ⅰの事業活動収支の部で記載しております。1.の事業活動収入の部の1番目の事業活動収入、そのうちの(3)受託事業収入の施設管理受託事業収入でございます。9,702万6,171円となりまして、前年度と比較しまして260万4,667円減少しております。

次に、町からの文化振興財団への補助金としましては、1.の事業活動収入の(4)の補助金等収入の159万3,765円で、前年度と比較しまして226万2,093円減少しているとなっております。

次に、いかるがホール施設管理運営費の内容につきまして、ご説明をいたします。裏面をご覧くださいと思います。本表は、いかるがホール施設管理運営費の経費の内容を明らかにしてありますとともに、前年度と比較しまして、その増減を明らかにしております。

平成21年度のいかるがホール施設管理運営費は、支出合計で9,943万2,698円で、前年度と比較しまして、537万5,400円の減額となりました。その費用の主な内訳は、人件費が2,368万1,861円、光熱水費が1,458万2,964円、委託料が4,350万7,482円、事務

費が1,160万7,972円、修繕費が417万4,049円等となっております。これら費用を前年度と比較しますと、委託料が総合管理委託料の入札によりまして減となっております。その結果566万5,103円の減額となりました。また、修繕費が建物外周補修等を行いましたことから99万4,048円の増額となっております。

次に、文化振興財団の自主事業の収支内容につきまして、ご説明をいたしますので、2枚目の資料をご覧くださいと思います。横長になっておりますので、ご覧くださいと思います。まず、自主事業比較表についてでございます。この比較表は、各年度の収支差額に着目した分析表となっております。右端の「平成21年度」の「合計」のところをご覧くださいと思います。平成21年度の事業収入は、1,501万1千円で、事業支出は1,586万8千円となっております。この結果、収支差額は85万7千円の赤字となっております。また、事業収入を事業支出で割りました収支比率は94.6%となっております。

自主事業における収支差額、収支比率につきましては、平成21年度では、平成17年度と比較しまして、損失額では610万3千円、収支比率では27.9ポイント改善をしておりますが、平成21年度につきましては赤字となったところでございます。この理由としましては、住民参加型事業では、収支差額は3万円の赤字、収支率は99.1%、また育成型事業では、収支差額65万9千円の黒字、収支率は133.8%となっており、この2つの事業につきましては前年度より収支率が上昇しております。

しかし、芸術文化鑑賞型事業では、収支差額148万6千円の赤字また収支率は86.2%となっております、今年度の赤字の原因となっております。

文化財団の自主事業につきましては、収益をあげることが、第一の目的ではありませんが、今後の事業の選定にあたっては慎重に検討していくこととされております。

次に、いかるがホール友の会会員数の推移についてでございます。

文化振興財団の運営を安定的に行っていくためには、友の会の会員数の確保は欠かせないものとなっております。右端の「平成21年度」のところですが、平成21年度では、会員数は、一般会員が407人、学生会員が6人、法人会員数が40口で、総数で453人となっております。これを前年

度の530人と比較いたしますと、77人の減少となっております。これは昨今の厳しい経済状況のため、友の会の会員の方々の経費削減の対象となったことが原因と考えられますが、今後は、より魅力的な催しの検討を行う中で、新たな会員確保を積極的に行っていくこととされています。

以上、文化振興センター指定管理者の報告についてのご説明とさせていただきます。

斑鳩町文化振興財団におきましては、指定管理者としての責務を認識されまして、その業務執行にあたっていただいておりますが、今後におきましても運営面での工夫はもちろんのこと、サービスの質的向上に努めていただくようにこちらでも指導してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくをお願いいたします、以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 いろいろ努力いただいて経費削減に努めていただいているというのは、特に裏の2枚目の表も見せていただくとわかるんですけども。ちょっと気になったのは、この人件費が20年度から21年度にかけて減っているんですけども、これはどういうことなんですか。

企画財政課長 この人件費、9万264円の減額につきましては、期末勤勉手当の支給率が下がったということによるものでございます。

木澤委員 はい、分かりました。それとですね、なかなか友の会の会員数が増えないということですけども、育成型事業なんかに参加しておられる方に対してのその友の会の入会のお勧めなんかはどういうふうに行われているんですか。特にそこにこだわってということとはしていただけないんですか。

企画財政課長 特に育成型事業への参加ということで特にこだわっておりませんが、全体的に新しい新規の会員を開拓するということがあちらこちらのご方面のほうにも力を入れながら会員の増に努めるいるところでございます。

木澤委員 あんまり無理に言って嫌がられてもいけませんし、押し付けになってもいけないと思うんですけども。育成型ということで、1回だけじゃなしに続けて行っていただいているような方でしたら、比較的理解も得やすいかなとちょっとまあ単純に思いついたものですから、ちょっと聞かせてもらいましたけども。今後もなかなか大変な中ではありますけども、友の会の会員さんの拡大については引き続きご努力いただきますようお願いいたします。

委員長 他に何かお聞きしたいことはございませんか。
ないようでしたら、私のほうからちょっとお聞きしたいんですけど。先日、いかるがホールに寄せていただいた時、偶然、通路のところでアンケートボックス、たしか私、委員会でお願いさせていただいたような、確かそれかなというような感じでボックスを見つけたんですが、あれはいつからどのような感じの内容で始められたんですか。

企画財政 今、質問にございましたアンケートについてでございます。前回の委員会
課長 でご指摘もありまして、文化財団とご相談をさせていただいた中で文化財団の方で6月1日からアンケート調査を実施しております。以前、友の会の会員を対象にアンケート調査をさせていただいておりましたが、その対象を一般の方、いかるがホールにご来場される方を対象としてアンケートを実施するというので、事務所前にアンケート用紙を設置しております。当分の間ということで、6月1日から6月30日、とりあえず1ヶ月間をもちまして、そのアンケートを実施するというので聞いております。その後、そのアンケートを集計いたしまして、今後、そのアンケートを継続して実施していくという方向もまた検討していくということで聞いておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 まあ今お聞きしたら、1ヶ月間と。非常に期間というのが、1ヶ月というのが妥当かどうかというところもございしますが、期間を区切って、また、どれだけ集まったかというのは、住民さんもあそこにアンケートボックスがあるなということがわかっておられない、そういう方々も非常に多いと思うの

で、また秋とか、その季節ごとに置いていただいて、できるだけ友の会に入っていない方々、住民全般の方々の声を聞いて事業に反映していただきたいというように思いますので、よろしくをお願いします。

次に、(3)平成20年度決算斑鳩町の財務書類について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政 それでは、資料3でございます。斑鳩町の財務書類ということで冊子とな
課長 っておりますのでご覧いただきたいと思います。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時19分 再開)

委員長 再開します。10時40分まで休憩いたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長 再開いたします。

(3)平成20年度決算斑鳩町の財務書類について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政 それでは資料3によりまして、平成20年度決算・斑鳩町の財務書類につ
課長 いて、ご説明させていただきます。

まず、この財務書類の作成に至った経緯についてであります。資料の2ページをお開きください。「I章の財務書類の作成にあたって」というところですが、住民の皆さまに、わかりやすく財務情報を提供し、住民と行政の情報の共有化を図り、財政の透明性を高めるため、平成11年度決算から普通会計の貸借対照表、平成13年度決算から行政コスト計算書の作成、公表を行い、また、平成20年度決算からは、財政健全化法による健全化判断比率

4 指標を新たに公表しています。

このようななか、平成18年度に国が出した、総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の中の「第3 地方公会計改革（地方の資産・債務管理改革）」において、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、新しく財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成を平成23年度までに行うこととする要請がありました。その後、国より平成21年4月に作成実務手引きの公表があったことから、町では、これら国からの通知を十分に踏まえ、住民の皆さまへの説明責任のさらなる向上と財政運営等への活用を目指し、平成20年度決算からこの財務書類4表を作成することとしました。新しい財務書類は、2種類ありますが、当町では、多くの自治体が採用しており、地方財政状況調査の情報を活用できる総務省方式改訂モデルを採用しています。

この財務書類4表の作成につきましては、県内市町村でも平成20年度決算の連結財務書類を公表予定の団体は39団体中で12団体しかなく、21年度中に公表した団体は無く、22年4月以降では斑鳩町と川上村の2団体しかない状況であります。また、今回の財務書類の作成は、初回であることから、連結範囲の拡大、財務書類のより充実や行政運営への活用などの課題も多くあります。今後、他の自治体の動向を見ながら、年数をかけて、公会計改革に取り組み、分りやすい財政状況の公表を目指したいと考えています。

次に、4ページの「Ⅱ章の基本的事項について」をご覧ください。この新たな財務書類4表の作成効果について、その一般的なものを説明しています。

新公会計とは、現金主義・単式簿記によるこれまでの自治体の会計制度に、発生主義・複式簿記の要素を取り入れ、資産・負債などのストック情報や引当金のような見えにくいコストを把握すること、また、資産・債務の適正な管理とその有効活用といった自治体の内部管理の強化を図ることを目的としています。また、一部事務組合や土地開発公社等の町財政に密接に関係する団体の財務書類4表を連結することで、町全体の財政状況を把握することができます。さらに、今後、財務書類4表を作成・公表する団体が増えれば、類似団体と同じ形式の財務書類で比較分析することで、これまで以上に町の特徴や課題を把握できるようになります。

次に5ページの「2. 基本的な作成方針について」をご覧ください。

ここでは、財務書類4表の連結の目的など基本的な事項について説明しています。市町村財政は、一般会計のみで成り立っているのではなく、特別会計や水道事業会計など住民と密接な関わりをもつ事業を行っていますので、町財政全体の資産・負債・行政コスト・収益などの情報に関する財務活動を分析するため、普通会計や特別会計、公営企業会計及び町が出資している関係団体や法人をひとつの行政サービス実施体とみなして連結財務書類を作成する必要があります。連結の対象範囲につきましては、6ページの図表のとおりとなっています。左側に会計等の種類、右側に財務書類の対象範囲を図示しており、今回作成しました連結財務書類4表につきましては、普通会計に、水道事業、公共下水道事業などの公営企業会計、国民健康保険事業、介護保健事業などの特別会計を加え、その他に、土地開発公社、文化振興財団までを対象範囲としております。その他の、社会福祉協議会や一部事務組合などにつきましては、平成21年度決算以降に、順次連結していく予定とします。

続きまして、7ページ以降につきましては、財務書類4表の概要となっています。まず、3. 貸借対照表とは、一定時点においてのすべての資産とその資産をどのような財源で賄ってきたかを表したものです。次に、4. 行政コスト計算書とは、1年間の消費的なサービスに伴うコストを性質別と目的別に表したものです。次に、5. 純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部が1年間でどのように変動したかを表しています。次に、6. 資金収支計算書は、1年間の歳計現金の収入・支出の動きを表しています。

それでは、それぞれの表につきまして、見ていただくポイントを説明いたします。まず、普通会計貸借対照表ですが、10ページから14ページでは、各項目の説明がされていますが、のちほどご覧いただくとして、15ページをご参照いただけますでしょうか。この表が、普通会計貸借対照表であります。この表の左側の借方ですが、「資産の部」になっておりまして、これまで形成してきた土地、建物、道路等の公共資産と、投資及び出資金、基金、歳計現金などの合計で、約487億6,300万円となっています。右側の貸方では、上が「負債の部」になっており、地方債や退職手当引当金などにより、約124億4,300万円となっています。その下の「純資産の部」

は、「資産の部」から「負債の部」を差し引いた金額となりまして、約363億2,000万円となっています。

17ページには、19年度と20年度の比較を載せており、20ページまでに項目ごとに説明しています。17ページの比較表を見てみますと、左下の資産合計では、総合保健福祉会館建設事業やJR法隆寺駅周辺整備事業などにより約10億2,100万円増加しており、右側の負債総額は、総合保健福祉会館建設事業やJR法隆寺駅周辺整備事業などの町債や臨時財政対策債などで約14億1,500万円増加しています。

次に、普通会計行政コスト計算書ですが、21ページから22ページで各項目を説明していますが、23ページをご覧ください。

この表が普通会計行政コスト計算書となっています。まず、上の「経常行政コスト」ですが、この左端に、①人にかかるコスト、②物にかかるコスト、③移転支的コスト、④その他のコスト、とありますように、性質別に行政コストを区分しています。また、一番上の行に、生活インフラ・国土保全、教育、福祉、その他とありますように目的別に行政コストを区分している表となり、1年間の消費的なサービスに伴うコストを性質別と目的別に表しています。見方としましては、24ページから25ページに解説していますが、23ページの表で、経常行政コストの総額は、68億6,911万円であり、経常収益3億1,674万円を除いた純経常行政コストは、65億5,237万円となっています。性質別で構成比をみますと、②の物にかかるコストが26億5,364万円で経常コスト全体の38.6%をしめています。

次に比率の高いのは③の移転支的コストで22億243万円で32.1%をしめています。次に、目的別で構成比をみますと、最も比率が高い「福祉」が20億6,204万円で経常行政コスト全体の30.0%を占めています。次いで、「教育」が11億3,076万円で16.5%、環境衛生が9億7,999万円で14.3%となっています。

次に、下の「経常収益」は3億1,674万円で、「使用料・手数料」と「分担金・負担金・寄附金」の収益を各行政目的別に集計したもので、経常行政コストがどの程度受益者の負担で賄われているかを表す受益者負担率は4.6%となっております。そして、経常行政コストと経常収益の差し引いた一番下の行の純経常行政コストは、約65億5,237万円になり、地方

税や国・県からの補助金といった一般財源等で賄うコストとなります。

次に、普通会計純資産変動計算書ですが、26ページをご覧ください。

これは、純資産の1年間の増減を表にしたもので、25ページには各項目の説明をしています。貸借対照表の純資産を構成する「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」、「資産評価差額」が1年間でどのように変動したかを表しています。左上の期首純資産残高から、それぞれの増減を反映した金額が、左下の期末純資産残高となり、363億2,028万円で、この金額が貸借対照表の純資産と一致することになり、前年度と比較して3億9,365万円減少しました。純資産の主な変動要因としては、先ほどご説明した純経常行政コストによる減、地方税、地方交付税、補助金等の受入による増などです。

次に、普通会計資金収支計算書ですが、30ページをご覧ください。

29ページには各項目を説明していますが、これは、歳計現金における1年間の収支を表すものですが、3つの収支に区分されています。まず、一番上の「1 経常的収支の部」では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表し、その収支は、約12億5,940万円の黒字となっております。次に、「2 公共資産整備収支の部」では、公共資産の整備に伴う資金収支を表し、その収支は、約2億9,171万円の赤字となっております。一番下の「3 投資・財務的収支の部」では、投資活動や地方債の償還に伴う資金収支を表し、その収支は、約8億4,922万円の赤字となっております。これらにより、平成20年度の1年間で、約1億1,847万円の資金が増加し、年度末の歳計現金残高は約5億318円となっております。

次に、33ページからの「IV章の財務書類を活用した分析」につきましては、「1. 社会資本形成の世代間負担比率」だけをご説明させていただきます。この社会資本形成の世代間負担比率については、現存する社会資本のうち、どれだけだけが、これまでの世代の負担で賄われたかを表しています。これは、公共資産に対する純資産残高の割合を出すことによって算出されますが、中央の表のとおり、当町の「過去及び現世代負担比率」は、平成20年度で、81.1%となっております。この値は高ければ高いほど将来世代の負担が少ないと言えるものであります。平均的な値としては50%~90%と幅がありますが、81.1%は比較的高い方ではないかと思われま

公共資産に対する地方債残高の割合を出すことによって、現存する社会資本のうち、どれだけを将来世代の税金等で賄うかを示す将来世代負担比率を算出することができます。当町では、表の中にもありますように、平成20年度は23.2%となっており、高ければ高いほど将来世代の負担が大きいと言えるものであります。平均的な値は、15%～40%とこれも幅がありますが、当町は比較的低い方ではないかと思われまます。これ以降の分析につきましては、また、ご参照いただければと思います。

では、続きまして、41ページの「V章の連結財務書類4表について」をご覧ください。連結対象範囲は、先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。43ページをご覧ください。これが、連結貸借対照表となっております。この連結貸借対照表の分析につきましては、44ページの表で、連結と普通会計を比較して何倍になっているかをみております。この表では、表中央の資産合計が、普通会計と比較し190億3,900万円の増、1.4倍であるのに対し、表下段の負債合計は、99億9,600万円増の1.8倍、その下、純資産合計は90億4,300万円増の1.2倍となっており、負債と純資産の比率が負債寄りとなっております。これは、普通会計に比べ、連結の方が、過去及び現世代の負担が少なく、将来世代の負担が高くなっていることを表しています。

次に、47ページをご覧ください。行政コスト計算書の普通会計と連結との比較となっております。主な特徴としましては、中段の社会保障給付が普通会計と比較して34億9,000万円の増の7.7倍と大幅な増となっております。これは、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などの保険給付が加わったことによるもので、経常行政コスト全体としては53億9,500万円増の1.8倍となっております。また、経常収益は、各種保険料や水道事業の事業収益が加わったことにより、42億2,600万円増の14.3倍の大幅な増となっております。このことにより、その差引の純経常行政コストは、11億6,900万円増の1.2倍となっております。

次に、50ページをご覧ください。純資産変動計算書の普通会計と連結との比較となっております。この比較表では、先ほど説明しました、純経常行政コストが11億6,900万円増の1.2倍となっておりますので、その分赤字額が増えています。ただ、補助金等受入によりその赤字額を上回る額の財

源調達ができているために、連結においては、期末の純資産残高は、期首と比較し約3億8,700万円の増となっています。

次に、52ページをご覧ください。資金収支計算書の普通会計と連結との比較となっています。この比較表では、3つの区分の収支額について普通会計と比較しており、連結では、それぞれ増減が出てきており、また、下から4行目の翌年度繰上充用金増減額として約1億500万円がマイナス計上されていますが、これは、国民健康保険事業特別会計及び老人保険特別会計において、形式収支が赤字のため、その翌年度繰上充用金の前年度からの増減額を計上しています。ただ、連結の全体では、経常的収支額の黒字分により、下から3行目の資金増減額にありますように、約9,600万円の増となっています。

以上で、斑鳩町の財務書類4表に関する説明を終わらせていただきますが、詳細な分析につきましては、資料の本文にも記載しておりますが、後日でも企画財政課へおたずねいただければと思います。

今回、新たな財務書類に関する取り組みは、作成に至ったものの、まだ始まったばかりの試行中段階ともいえる状態であります。

これから、連結範囲の拡大等の財務書類の充実や、行政運営への活用など課題が多くありますことから、今後、他の自治体の動向を見ながら、数年をかけて、公会計改革に取り組み、透明性の高く、分かりやすい財政状況の公表をめざしてまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ざっと読ませていただいたんですけども、非常に新しい制度で、馴染みのない制度でもあるので、理解していくのにこれから時間がかかるのかなと思っているんですけども。ちょっと見せていただいて気になったのが、6ページのところの第3セクターのところ、文化振興財団と社会福祉協議会と観光協会というふうに3つあがってしまっていて、後ほど公表が必要なものとしては、文化振興財団だけがあがっているという状況なんですけども。で、5ページのところには出資比率の関係で対象とする、しないとなっているんで

すけれども、文化振興財団と社会福祉協議会、観光協会との違いを、ちょっとおしえていただけますでしょうか。

企画財政課長 社会福祉協議会につきましては、連結するための決算書等の科目の読み替え等に少し時間を要するというので、今回、連結するのに少し間に合わなかったということでございます。また、観光協会につきましては、一般法人化されて間もないことから、財務書類が整備されておきませんので、今現在、連結することが不可能ということで、今回、斑鳩町文化振興財団だけ第3セクターの中では連結の中に入れてさせていただいたということでございます。今後、順次整備されますと同時に、この連結の中に入れていくということでございます。

木澤委員 そうしますと、この出資比率で言うと、50%以上に3つとも値するということですかね。

企画財政課長 出資比率について言いますと、連結の対象にするということでございます。

木澤委員 はい、わかりました。あと最後のほうで説明をしていただきました翌年度繰上充用金の増減額のところで1億500万円というふうに言ってくれはったんですけども、国保のほうの分と老人保健の分の特別会計の繰上充用という金額的にはもっと大きかったように思うんですけども。国保だけでも、もっとあったと思うんですけども、これはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。52ページです。

企画財政課長 今、手持ちの整理した表が確認できておりませんので、後日。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時06分 再開)

委員長 再開します。 西川企画財政課長。

企画財政課長 1億500万円につきましては、先ほど説明いたしました中で、国民健康保険事業と老人保健事業につきましては、19年度と20年度の差額ということでご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 他にお聞きしたいことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に移ります。次に(4)町政モニターアンケート調査の報告について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成21年度町政モニターアンケートの調査の報告、資料4によりまして、ご報告を申し上げます。

町政モニター制度は、町が行う行政サービスについて、住民の満足度や住民ニーズを把握し、住民参加のまちづくりに役立てるため、町政モニターを設置いたしまして、町が作成するアンケート調査に回答を求めるとともに、随時自発的なご意見をいただいているという制度であります。

町政モニターは、その定数は100人以内とし、任期は2年で、町内に居住する満20歳以上の方で、町政及び、社会一般の問題について関心を持ち、町政に対して常に建設的な意見を有しておられまして、積極的に協力願える人になっていただいているところでございます。

今回のアンケート調査は、平成21年～22年の町政モニターの皆さん57名のうち51名から回答いただいた調査票を集計したものです。

アンケートの内容は、「窓口サービスについて」、「特定健康審査(特定検診)について」、また「斑鳩町総合保健福祉会館(生き生きプラザ斑鳩)について」、「生ごみの排出方法について」、「JR法隆寺駅周辺整備について」、「斑鳩町の上水道について」、「公共下水道工事について」、それと「自由意見・質問」の8項目で行いました。

このアンケートの集計結果につきましては、8項目のアンケート結果とモ

ニターの皆さんからの「自由意見・質問」についての各担当課からの回答となっており、町政モニターの皆さんに郵送させていただいたものです。

以上、平成21年度町政モニターアンケート結果の報告についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(5)斑鳩町地震ハザードマップの配布について、理事者の報告を求めます。 乾総務課長。

総務課長 それでは、(5)の斑鳩町地震ハザードマップの配布についてでございます。資料5の「斑鳩町地震ハザードマップ」をご覧いただきたいと思います。

まず、この地震ハザードマップにつきましては、昨年度の国の住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金を活用いたしまして、都市整備課におきまして作成いたしましたもので、住宅や建築物の耐震化を促進するために、住宅や建築物の所有者が地震防災対策をより身近な問題として意識していただきまして、大きな地震があった場合を想定して、避難場所の確認や地震が起きた時のとるべき行動、地震に対する日ごろの備えを行うことが大切でございまして、こうした建物の所有者の方々に対しまして、耐震化に向けた取組みを支援するために、情報提供のひとつとして作成を行ったものでございます。

なお、この件につきましては、6月10日に開催されました建設水道常任委員会におきまして都市整備課から同様のご報告させていただいておりますが、防災の担当課といたしまして当委員会にもご報告させていただくものでございます。

この地震ハザードマップの内容につきましてでございますが、大きく区分いたしますと、地震が発生した場合に、どの程度の強さの揺れ

に見舞われる可能性があるのかを示した「揺れやすさマップ」と、その強さの揺れが起こった際に、どれだけの建物被害を受ける可能性があるのかを示した「地域の危険度マップ」、そして、地震に関する知識・啓発記事の3つで構成しております。

それでは、それぞれの内容についてではありますが、お配りをさせていただいております資料のうち、資料番号が貼っておりますページで、資料の左上に「揺れやすさマップ」という標題があるページをご覧くださいいただけますでしょうか。この「揺れやすさマップ」におきましては、既に調査によりまして存在が確認されております活断層の分布状況から、町に影響の大きなものを選び出しまして、地震が起こった際、町内でどれだけの揺れが生じるかを予測しております。

想定地震につきましては、平成16年度に奈良県が作成しました奈良県第2次地震被害想定調査に基づき、内陸型地震といたしましては、「生駒断層帯地震」、「中央構造線断層帯地震」の2つを、海溝型地震といたしましては、「東南海・南海地震」の合計3つの地震が発生した場合を選び出し、地形や地盤データから導き出される地震の予測震度を重ね合わせた結果、最大となる震度を1辺約50m角のメッシュで示したものでございます。各地震におけます震度予測につきましては、この資料の左上、震度分布図というところに、掲載させていただいておりますが、町内におきまして、最も被害の大きいと予測される地震は、奈良県の南西部にございます香芝市から五條市付近を経て和歌山市に至る「中央構造線断層帯」におきまして、地震が発生した場合となっております。斑鳩町では、震度6弱から震度7の揺れが発生するという予測となっております。特に、大和川に近い町南部や、竜田川の付近におきましては、震度7に達するという予測となっております。

次に裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。資料の左上に、「地域危険度マップ」という標題のページでございます。こちらが地域の危険度マップといたしまして、町内にごございます建物の構造や建築された時期などのデータに基づきまして、先ほど、ご説明をいたしました想定地震が発生した場合、それぞれの地域で、どの程度、倒壊する建物があるかにつきまして、建物の全壊率の割合ごとに5つの区分に分けて表

示をいたしております。

この結果、予想される震度が大きく、建築年次が古い、昔からの集落地におきまして、危険度ランク5、倒壊率が50%を超えるという想定結果となっております。それから、啓発記事等につきましては、防災関係機関の連絡先や避難所に関する情報、震度階級表の解説そして地震が発生した場合の対応や、平成10年3月からNTTが提供しております災害用伝言ダイヤルの利用方法などを掲載しておるものがございます。

この地震ハザードマップにつきましては、広報いかるが7月号に折込みをいたしまして、全戸に配布をする予定でございます。

また、この地震ハザードマップの配布にあわせまして、都市整備課で従来から実施しております耐震診断支援事業の募集、そして、今年度からの新規事業となります耐震改修支援事業の募集を同時に実施することによりまして、住宅の耐震化を促進いたしまして、安全で災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、斑鳩町地震ハザードマップの配布につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 これを斑鳩町の町民の方に配布して、町民の方に何をさせていただきたいのですか。

総務課長 先ほど冒頭でもご説明を申し上げましたけれども、住宅あるいは建築物の耐震化を促進するということと、それから、大きな地震があった場合を想定して避難場所の確認、あるいは地震が起きた時のとるべき行動、そういうものの取り組みを支援するために情報提供のひとつとして作成したものでございます。

嶋田委員 わかりました。そうしたら、これを配布されるときには、今おっしゃった

ようなことも書いたようなチラシもいっしょに配布されるんですか。それとも、これを読んで、今言ったようなことを感じてくれということなんですか。

総務課長 先ほど申し上げましたように、広報7月号にはさみ込みという形で各戸配布させていただきますので、これに解説をつけてという形ではなしに、これを見ていただいて、その中の項目すべて書いておりますので、これを見ていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(6)幼稚園園舎耐震診断の結果報告について、理事者の報告を求めます。 佃田教育委員会総務課参事。

教委総務課参事 斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園にかかります耐震診断につきまして、なら建築住宅センターより判定が出ましたので、その判定結果を資料6によりご報告させていただきます。

建物の耐震性能を示す指標でありますI_s値で、お配りしております表の下から4段目に記載しております斑鳩幼稚園は0.74、その下の段の斑鳩西幼稚園は0.98という結果であり、両園とも国土交通省が求める0.6以上、そして学校等は児童・生徒たちが1日の内のかなりの時間を過ごすことと、地域の避難所として災害時に活用されることから、文部科学省が求める0.7以上となっており、大規模な地震、震度6強から震度7程度の地震でも振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低い、耐震性のある建物であるとの判定結果でありました。

以上、簡単ではありますが幼稚園園舎、斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園の耐震診断結果の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようでしたら、次に、(7) 子ども模擬議会について、理事者の報告を求めます。 植村教育委員会総務課長。

教委総務 報告(7) 子ども模擬議会についてでございます。本年も子ども模擬議会を開催させていただきたく思っております。この子ども模擬議会も、今年で16回目を迎えることとなりますが、先般、議長さんとも相談させていただくなかで、今年度は8月10日の火曜日に開催することとさせていただくことになりました。当日は、午前9時30分から正午までの予定で、議会議場をお借りいたしまして、町内の小学校6年生及び中学1年生の20人以内の児童生徒さんが、「未来の斑鳩町について」というテーマで総合的な学習等で地域について自ら調べ、学んだ内容を踏まえまして、意見や希望を述べていただくこととしております。それに対しまして、町理事者がこれに答えるという一般質問の形式で執り行うものでございます。

なお、8月9日(月)にも、午前中、本会議場をお借りいたしましてリハーサルを行う予定としております。

また議長におかれましては、誠にお忙しい中、2日間にわたるご協力、改めてよろしくお願いしたいと思います。以上、子ども模擬議会の開催についての説明でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(8) 学校給食について、理事者の報告を求めます。
植村教育委員会総務課長。

教委総務 学校給食についてご報告申し上げたいことがございます。去る5月13日、
課長 斑鳩南中学校の献立のひとつに虫が混入していることがわかりました。具材
であります小松菜に付着していたもので、洗浄が不足していたということが
原因と考えられております。学校としては、念のために、調理器機の点検・
清掃等を行うことといたしましたため、翌日5月14日の調理をとりやめて、
児童には代わりに市販のサンドイッチ、おにぎりを食べていただく措置をと
ったところでございます。またこの旨、保護者の皆様にもお知らせをいたし
たところでございます。で、調理の委託業者には改善策を講じるよう指示い
たしまして、業者からは調理の安全を徹底するため、ミーティングで作業内
容の確認、調理のポイントや予測できるリスクなどをチェックして、調理上
のミスを防ぐなど、さらなる目視確認の強化や作業技術のレベルアップに取
り組むなどの内容がある再発防止策が示されました。また、調理従事者の研
修も行われたところでございまして、給食は5月17日の月曜日から再開し
たところでございます。

なお、この件に関しましては、事案発生日が前回の当委員会よりまえの日
でございました。が、委員会当日の昼の給食が再開となりまして、その再開
が確実に行われることの確認があつてからという思いがございまして、本日
の委員会での報告となりました。このことについては、委員の皆様、ご理解
いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、給食調理には万全を期すよう、学校とも連携を図り、委託業者
への指導も含めまして、安心できる給食の提供に努めてまいりたいと考えて
おりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたしま
す。

木澤委員 すみません、もうちょっと状況を、そのときの状況を詳しくおしえてほし
いんですけれども。小松菜に虫がついていたというのは、どういうふうに見
発見できたんですか。

教委総務 給食を食べている時に、その献立の中に入っているということを生徒が見

課長 つけて、担任に報告したということでございます。

木澤委員 それで調べると、小松菜全体に虫がついていたということなんですか。

教委総務 全体ということではないんですけども、献立の中に入っている野菜が小
課長 松菜であったために、それに付着していたことが原因としか考えられないと
いうことございます。

木澤委員 そうすると、おひとりの人の給食に入っていたのを発見したということ
ですか。

教委総務 はい、そうでございます。

課長

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 虫と言え、聞こえがいいんですけども、ナメクジであったと私は聞いて
おります。しかもスープの中に入っていたんですから、それはひとりの子
だけやなしに、全員が被害者と言え、被害者ですわな。それから、民間委
託されてから異物混入、または調理の時の事故等、この2年間であったわけ
なんですか。

教委総務 はい、現在の形態によります委託事業をはじめさせていただいてから、平
課長 成20年度、平成21年度とございますけれども、調理過程で異物が混入し
たという考えられるケースにつきましては、20年度に5件、21年度に4
件ございました。

嶋田委員 異物混入でそれだけやっとな。それ以外の事故等については何もないわけ
ですか。

教委総務 例えば、野菜の切り方が間違ってしまったとか、あるいは本来配食されな
課長 ければいけない献立を1クラス配食するのを忘れたとか、そういうような内

容の事故があったと聞いております。

嶋田委員 いろいろ聞いていけば出てくるんですが、私が聞いたには、空焚きで鍋を壊したというのが3件ほどあったと聞いておりますけども。

教委総務課長 ちょっと私、件数までは把握しておりませんが、そのような鍋を空焚きして破損したというケースが以前にあったというふうには聞いております。

嶋田委員 過去2年間で、当委員会にご報告いただいたのは今回がはじめてであって、今までは全然報告されていなかったと。保護者の方等からお聞きして、こちらがそういう事故があったという話は聞いております。これ、当委員会に報告がなかったということは、経緯とまでは言いませんけれども、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

教育長 こういった給食について、過去にはご報告をさせていただかなかったということは事実でございます。こういうことについては、給食については、日ごろから、安全で安心した給食を子ども達に提供するという事で、業者にも十分注意をさしていただいておりますが、そうしたなかで、例えば、冷凍食品のビニール袋のはしっこが入っておったとか、あるいは、また、提供するまでに、かけておった布の綿ボコリのようなものがついてたということが、確かにございます。そうしたことがございまして、そんなことでもええということではなしに、そうした程度のことであったということと合わせて、そうした改善策について十分業者の方にも改善策について、改善の方法をその都度都度出ささせていただいてきたところでございますが、しかし、こうした事業については皆無、0にすることはなかなか難しゅうございまして、その中でも、故意に入るといことがないように、これは十分注意をさせなければなりませんし、そうしたなかで、今回のことにつきましても、異物の目視、あるいは、ごみをとるといいますか、そうした方法等についても、十分、業者のほうにも研究し、異物の入りにくい、あるいは入らない方法というものを検討させていただいております。

いずれにいたしましても、軽微だからいいという考え方ではございません

で、そうしたことで、今日までもご報告させていただけなかったということはたいへん申し訳なく思っているわけですが、今後、このような事案につきましては、どのあたりまで委員会に報告するのかということについても、十分検討させていただいて、まとめてまいりたいと考えております。

嶋田委員 今回の一般質問でも、給食のことについて質問がありました。一定の答弁、すばらしい答弁をされておられますが、過去に異物混入、2年間で4件、5件、9件あったと。また空焚き等が、私聞いているうちでは3件あったと。そういうふうな事故が過去に連続してあったということを当委員会に報告もなしにされていたということに関しましては、遺憾に思うわけであります。奈良市で過去に異物混入、あれは、短期間で3回ほどでしたか、あった学校給食の委託管理の会社を替えたと、やめさせたと、そういうふうな事例も聞いておりますが、そういうふうなことは、町としては想定されておられるのかどうか、そこらへん、お聞きしたいと思えます。

教育長 この委託契約の状況の中で食中毒を発生させた場合については、ただちにその業者を変更するという契約条項になってございます。

嶋田委員 食中毒はもちろんのことだとは思いますが、異物混入があった、再発防止に努めて、いろいろなことを考えておられると。それでも、たびたびとは言いませんけども、出てきていると。それが同じ業者かどうか、同じ学校かどうか、報告がないもんやから、私はわかりませんが、例えば、ひとつの業者で同じ学校でそういうふうなものが連続してあった場合に、そういうふうなことも考えておられるのかどうかをお聞きしたいわけです。

教育長 今回の契約の中では、そういったところまで謳われておりません。従いまして、これについては今後、こういったことが頻繁に起こるようであれば、こういったことは十分検討していかなければならないと考えています。

嶋田委員 去年でしたら新型インフルエンザ等で、学級閉鎖いろいろありましたときには、教育委員会のほうから、どこの小学校、何年生、学級閉鎖とか電話連

絡等は、つつただいておりまして、学校の安全に関しては、そのように気を使って、総務委員のほうにも連絡いただいているねんという感じは持ちましたけれども。今回の場合でも、保護者にプリントを配布して説明されておられる、しかし、当委員会には今日まで報告されていなかった。たとえ電話連絡でもいいから、こういうことがありましてんと、というような報告があつてしかるべきだと思います。これも、先ほど言いましたように、甚だ遺憾だとは思っておりますが、ことの大小はあると思ひますけれども、食の安全に関わることに關しては、当委員会にも報告いただきたいし、また委託業者にも、口をすっぱくしてですね、指導していただきたいと思います。

木澤委員　私も嶋田副委員長の意見と同じです。この給食の調理・洗浄業務を委託すると、それを導入する時に私もいろいろと苦言を呈したこともありまして、ただ議決案件ではなかったもので、導入されるのであれば、経過を見ていこうというふうに思っておりましたが、こうしたいろいろな事故が起こっているのであれば、きちんと担当常任委員会にご報告いただいて、委託の分も含めて、しっかり見ていくべきでないかというふうに考えます。冒頭、課長のほうから、5月13日に発生して17日に再開だったので、直近の総務委員会には報告していただけなかったようですが、やはり起こった段階で、すぐにどういうことが起こったのか、どういう対処が必要なのかということも、総務委員会が開かれるのであれば、そこでも議論したいですし、情報というのはこちらも早めにキャッチしないと対処が遅れてしまうということになりますので、今後についても起こった段階で早急に報告をしていただくようお願いしておきたいと思ひます。

委員長　要望ですね。他にございませんか。

私のほうから。今回の給食の件、私が思いますのには、やはり住民さんが、父兄の方が知っておられて、やっぱり議員のほうに尋ねられると。そのときに全然それ何ですんということになる、私らかて、何を役場に行つてしてはるねやると、こういうことになってきますし、やっぱり食の安全というのは非常に敏感になっている状況、そしてまた、普通の民間の食堂でしたら、結局、店を私らユーザーが選択できると。あそこでそんなん入つとつたと、

ちょっとやめとこかと、そこら給食の場合は、子どもが学校に行っていればそれを食べざるをえないということで、重々気をつけていていただきたいというふうに私も思いますので、報告ともどもよろしくお願いします。

次に、（９）町民プールの開館について、理事者の報告を求めます。

黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長

各課報告事項（９）町民プールの開館についてご報告申し上げます。

本年も、来月、7月1日（木）から8月31日（火）までの2ヶ月間、町民プールを開館いたします。開館にあたりまして、排水口などプール設備の安全点検及び清掃作業を行うとともに、25mプール循環ポンプの補修工事を行い、遊泳者等が安全かつ衛生的に利用できるよう努めてまいります。

また、万一の事故に備え、委託業者職員を含む関係職員に対し、西和消防署による、AEDの使用方法なども含めた救命救急講習を6月24日（木）に行います。開館後も、日常点検といたしまして、排水口の安全点検や水質検査なども適宜行うとともに、紫外線対策、熱中症対策としてプールサイドにテントやビーチパラソル、水分補給のための飲料水の摂取場所を設置し、遊泳者等に安心してご利用していただけるよう努めてまいります。

このように、町民プールの開館にあたりましては、万全の体制で運営してまいりたいと考えております。

なお、平日の午前中など、利用者の少ない時期におきまして、多くの方々に町民プールをご利用いただくため、元気クラブいかるがによる水泳教室を開催するとともに、8月1日（日）には町体育協会によるスイミングフェスティバルの開催を予定しているところであります。

以上、簡単ではございますけれども、町民プール開館についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 他に理事者の方からなにか報告しておくことはございませんか。
乾総務課長。

総務課長 総務課から1点ご報告をさせていただきます。
職員採用試験の実施についてでございますが、来年4月1日採用の職員採用試験を本年9月19日(日)に実施する予定でございます。募集をいたします職種と人数は、一般事務職で若干名、それから、昨年度、一般事務職の別枠採用として身体障害者の方を募集いたしました。応募がございませんでしたので、本年度も一般事務職の別枠採用として身体障害者を1名、募集する予定でございます。なお、募集につきましては8月号の広報いかるがと町ホームページで募集記事を掲載する予定にしております。
以上、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしておくことはございませんか。
(な し)

委員長 ないようですので、他に理事者の方から報告しておくことはございませんか。西川企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点ございます。
斑鳩町土地開発公社の今後の運営につきまして、少しご報告させていただきます。6月議会の初日に、土地開発公社の業務報告をいたしました。一般会計の実質収支及び連結決算の状況を見る中で、今期は大幅な黒字となることから、これを用いまして、現在保有しております公社保有地すべての処分を検討を今しておるところでございます。
現在、保有しております4件の保有地は、平成21年度末で、総面積996.62㎡、簿価総額2億548万4,318円となっております。
これらにつきましては、一般会計で買い戻し、若しくは一般会計から土地開発基金に積み立てまして、その後土地開発基金によって買上げることで、公社保有地を全てを解消し、住民負担となります。利息の発生を抑えてまいりた

いと考えておるところであります。

9月議会には、一般会計補正予算、土地開発基金条例の改正等のお願いをすることになると思いますので、事前にご報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 維持していると経費がかさむということで処分をすることについては、一定理解はしているんですけども、この間、こうして一般会計でいろいろと土地を買い取ってきていますけれども、その買い取ったあとについては、使用等についてどんな検討をされているのでしょうか。

企画財政課長 町で保有しております町有地につきましては、今現在、適切に管理等しておりますが、今後、その活用等につきまして検討を重ねておりますが、なかなかその活用方法等について具体的なものまではいっておらない状況でございます。今後、早期に町有地の活用等も検討してまいりななかで解消も図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

木澤委員 今年度で全て公社保有地が処分できればいいんですけども、一定、予算の資料なんかで、町の普通財産として土地持ってますよという資料を出していただいていますけれども、全て処分できたあとの段階でもいいんですけども、そういうふうにして保有している土地で目的のない土地なんかは、一度一覧表にさせていただくなどして、地図もつけて、活用をどういう形でできるのかと、一定、資料として提示をしていただきたいなというふうに思っているんです。せやから、それは処分できた後でいいと思いますのでね。その間でも順次活用検討していただきたいですけども、目的のない土地っていうのがあると思いますので、それについては、一度、総務委員会に、全部処分できた段階で提出いただきたいと思いますので、お願いしておきたいと思うんですけども。

総務部長 木澤委員のほうからご指摘いただきました目的のない土地という言い方をされておるんですけれども、元々目的があって公社で取得等々しているもので、その中で、今回、土地開発基金に移すことについては、先ほど課長も申し上げましたように、利息の膨らみ等々がございまして、それを一旦土地開発基金にということ。もちろん、その今、開発基金でもっている土地の中には、都市計画道路の事業用地も一部含まれておりますし、そういった活用をした場合については、この委員会でも報告してまいりたいと考えておりますが、一覽で最終的に出すというよりは、その都度その都度、今回のようにですね、公社の報告させてもらいましたけれども、そうした形でその都度報告はしてまいりたいと考えております。

木澤委員 それとですね、土地が全部処分できたあとの、土地開発公社をどうするかという問題については、今後9月議会以降、考え方を示していただけるというふうに思うんですけれども、実際にこの土地が全部処分されたとして、公社のほうに現金等が残るとか、そういうことは今、想定されているんですか。

企画財政課長 公社のほうには1,700万円ぐらい残る予定です。

木澤委員 その今後の運用も含めて、9月議会に今後の考え方は示していただけるということですかね。それはまた別の、先の話になるんでしょうか。9月議会に、先ほど言っていた報告していただける分というのは、それとはまた違うことなんですか。

総務部長 今申し上げます処分というのは、土地開発公社から、例えば一般会計に買い上げたり、開発基金に移したり、という処分の仕方について、どこの土地、どこの土地という形では報告させていただきます。で、公社自身のあり方につきましても、その段階で検討をどういう形になっているかということで報告できるものについては報告してまいりたい、方向づけ等して報告できるものがあればですね、当然、報告してまいりたいと考えております。

委員長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者の方からなにか報告しておくことはございませんか。
加藤税務課長。

税務課長 税務課の方から1点ご報告をさせていただきます。報告をさせていただく内容につきましては、平成22年度個人町県民税の課税におきまして所得税、確定申告書の入力漏れが発生いたしましたことにつきましてご報告をさせていただきます。最初に経緯につきましてご説明をさせていただきます。個人町・県民税普通徴収につきましては、去る6月10日木曜日でございますけれども、納税者の皆様に課税決定通知書を送付をさせていただいたところでございます。課税通知送付後、週があけまして昨日6月14日月曜日でございますけれども、個人住民税の通知書を受領された住民の方から所得税の確定申告を行った内容と町から送付されてきた課税の内容に相違があるというご指摘をいただいております。その数につきましては6件いただきました。その、問合せをいただきました6件というのは多いということでございます。そのことからその後におきまして、税務署から送付をされております所得税の確定申告者のリストの件数と、住民税ですでに課税処理をさせていただいておりますデータから確定申告書を提出されているデータを抜き出しまして両方のリストを突合の作業をさせていただきました。その結果約800件の差異があるというのを昨晩判明をいたしました。それから、このことから税務課内の事務所内を再度、もう1度確認ということで事務所内を探しましたところ他の書類と紛れまして所得税の確定申告書838枚を発見いたしました。その後、本日838件の申告書につきまして現在町の課税状況の確認作業を行っているところでございます。この時期につきましては普通徴収1期目の納期が6月30日、また、国民健康保険税の当初課税につきましても時期が迫っていますことから、今後におきましては、この週があけまして6月21日の月曜日までにはこのすべての838件のデータを入力を完了させ、その後の対応を行ってまいりたいというふうに考えております。今回の事案の原因につきましては職員の注意不足、事務の徹底不足等、まったく申し開

きをできるものではございません。税、及び町政に対します信頼を損ねましたことに対しまして大変申し訳ございませんでした。深くお詫びを申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終了しましたので、なにかお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 そういうふうになってしまったということなんですけども、とても問題があると言えば問題があるんですけどもね。八百数十件の漏れが見つかったということなんですけども、それ以外の部分についての調査は大丈夫だったんでしょうか。

税務課長 その他の事案については問題ございません。

木澤委員 私も住民税の課税の納付書が送られてきて、あれ間違っているわっていうふうにはる人が1件いてはったんで、その人はたまたま昔税金を集める仕事をしてましたんでね、ぱっと見て気付いたんですけども。そうじゃなくてわからない人もいますし、今回こうしたことがあったことについては、きちっと町民の皆さんにこういう間違いがありましたとお知らせして、きちんとお詫びをするべきだと思いますけども、その点についてはどう考えておられますか。

委員長 小城町長。

町長 今、担当の加藤課長から申しましたように、誠にこういうことについては町としても非常に残念でございますし、また、ご迷惑をおかけしたことにつきましては深くお詫びを申し上げ、そういう点については必ずそういう方々に対するお詫び状というのか、そういうものをちゃんときちんとやっぱり整理をして住民の信頼に答えるようにやってまいりたいと思っています。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これは昨日わかったわけですね。そして今回のことでね、結局金額を過少に送っているわけなんですか。過大に送っているわけなんですか。

税務課長 課税の内容につきましては考えられるものといまして、まったく課税の漏れている方、それとあと税の申告によりまして税額が下がる方、そういったさまざまなパターンが考えられます。

嶋田委員 なるほど、そしたら過少であれ過大であれ、とにかく町民の皆さんに過少であればこっぴどいだけまだいただかないかんというなってこようし、過大であればこっぴどいだけで済みますねんけどもという話になってこようと思いますんでね、もちろんお詫びすることも大切やけども、ご理解いただくということにも力を注いでいただきたいと思います。また、昨日の時点でわかって今日委員会で報告していただいた、先ほどの教育委員会とはぜんぜん違う対応で、私は税務課の対応は評価できるものやと思いますんでそのことだけ申しておきます。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、今も私も報告受けて、税に関することってというのは非常にやっぱり厳格にやっていたかなあかんと、再発防止、なぜなったかということのをこれから非常にそのへん精査していただいて再発防止に努めていただきたいということをお願いしておきます。

他に理事者の方から何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいた

します。

(な し)

委員長

他になければ、継続審査案件についてお諮りしたいと思います。

お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時58分 終了)